

進路だより



富岡特別支援学校
移行支援部 No.3
令和4年7月19日(火)

今回は、「成年後見制度」について取り上げたいと思います。昨年度の進路だよりで紹介した「障害基礎年金」や「グループホーム」(本校HPにバックナンバーあり)とともに、将来の親なきあとの本人の支えとなるものの一つかと思えます。

成年後見制度は、障害などで十分な判断能力がない人を対象に、本人の権利や財産を保護することを目的とした制度です。後見人は、本人の意思や希望にそって福祉・医療サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理を行い、生活面や法律面で一方的に不利益が生じないように支援をします。(例：入院手続きや不利益な契約の取り消しなど)

成年後見人制度には大きく分けて次の二つの制度があります。

法定後見制度・・・判断能力が不十分な場合に利用する制度

判断能力に応じて「後見(重度)」「保佐(中度)」「補助(軽度)」の3種類

任意後見制度・・・将来的に判断能力が不十分になった場合に備えるための制度

ただし、後見人の権限に制限あり

後見人をきょうだいに任せるのは申し訳ないと感じる保護者の方も多いため、最終的には家庭裁判所が決定するのですが、後見人は司法書士などの専門家にお願いすることもできます。しかし、専門家が後見人に就任した場合は後見報酬を支払わなくてはならず、さらに、一度後見人が決定すると、基本は本人が亡くなるまで変更や取り止めることはできません。そのため、親が元気なうちは制度を利用しなかったり、任意後見制度を利用して親が後見人となったりする方がよいかもしれません。そして、将来的に必要な際に法定後見制度を利用して、専門家に後見人になってもらうという方法もあります。後見報酬については、場合によっては補助を受けられることもあるようです。将来への不安は尽きないとは思いますが、「障害基礎年金」や「グループホーム」、「成年後見制度」といったものをうまく活用していただけたらと思います。

○福祉事業所の紹介

「リル上里(生活介護)」「グループホームふわふわ上里」 埼玉県上里町神保原858-1

JR神保原駅すぐ国道17号沿いに、今年度5月に新規オープンした事業所です。同じ敷地内に生活介護事業所とグループホームが併設されています。

「グループホームふわふわ上里」は全40床で、世話人が6～8名24時間常駐、常勤ではありませんが看護師も1名配置されています。土日の昼食も提供しており(朝食、夕食は毎日)、各種レクを土日に実施しています。入浴、洗濯、食事、トイレ介助も対応しており、風呂は通常タイプとリフト付きタイプがあります。強度行動障害の方やてんかん発作のある方も受入可能で、服薬管理も対応しています。医ケアが必要な方については、対応可能な場合もありますが看護師が24時間体制ではないので、受け入れることが難しい場合もあるそうです。

「リル上里」は、生活介護の事業所で、グループホーム利用者の中活動を支える場として、軽作業、余暇活動、農業等に取り組んでいます。グループホームのショートステイを利用(4泊5日)しての実習の受け入れが可能なので、高等部の就業体験で実習をすることもできます。

